

発議第1号

保育士配置基準の引上げの早期完全実施と
さらなる改善を求める意見書の提出について

上記の議案を次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）
第109条第6項及び旭市議会会議規則（平成17年旭市議会規則
第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和8年3月19日 提出

旭市議会議長 宮内 保 様

提出者 旭市議会

文教福祉常任委員会委員長 伊場 哲也

保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める 意見書

保育所は、子育てを支える施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るために不可欠な社会的資源になっている。

保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、職員の負担増が深刻になっており、保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。

2024年4月から改正された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が施行され、4・5歳児25人に対し保育士1人、3歳児15人に対し保育士1人としたが、経過措置が設けられている。また、1歳児の配置基準引上げの5対1については、法令改定はされず、2025年度予算に加算措置が盛り込まれたが、要件が厳しく対象となる施設が限定されている。

全ての施設において、基準以上の条件での保育を実現するために、1歳児の加算要件をなくした上で、法令改定により基準を引上げること、3歳児、4・5歳児は経過措置を撤廃することで、保育士等職員の負担を軽減し、子ども一人一人に対して丁寧な関わりを保障するとともに、全ての年齢で基準をさらに改善することが、保育現場と保護者の切なる願いである。

よって、国においては、保育士配置の基準引上げの早期完全実施とさらなる改善を実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

千葉県旭市議会

内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策)、こども家庭庁長官、
文部科学大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長 あて